資料6 箱根地域における広告物の審査基準(概要)

	自己営業表示看板				歓迎塔	標識類			案内図
	建物を利用する もの	独立して設置す るもの	ガソリンスタン ド等の特殊看板	のぼり	(新設は不可)	地域名を表示す るもの	一般店舗・営業所・旅館の類	保養所・寮の類	解説板
表示面積	5 ㎡以下	3 ㎡以下		1.5㎡以下	5 ㎡以下	0.75㎡以下	0.6㎡以下	0.2㎡以下	5 ㎡以下
合計表示面 積	10 ㎡以下(同一敷地・同一場所内の合計)					10 ㎡以下(複数の内容を表示する広告物等の合計)			10 ㎡以下(複数 の内容を表示す る広告物等の合 計)
高さ	屋根の最高部以 下	3 m以下	5 m以下	3.6 m以下	5 m以下				4 m以下
縦幅	•					0.5 m以下	0.4 m以下	0.2 m以下	
横幅	自由	2 m以下	自由		3 m以下	1.5 m以下	1.5 m以下	1 m以下	3 m以下
数	1方向1カ所	1営業所1カ所	1営業所1カ所	2 本以内		主要進入路1力	主要進入路1力	専用進入路1カ	
						所	所	所	
電灯	白色系のもの。ただし点滅入りは禁止								
材質	自由	自由	自由	自由	自由	自由	自由	自由	自由
色彩	緑・白・茶・黒 のうち3色以内	緑・白・茶・黒 のうち3色以内 とし,原則とし て茶地に白文字	緑・白・茶・黒 のうち3色以内	緑・白・茶・黒 のうち3色以内	緑・白・茶・黒 のうち3色以内	原則として茶地 に白文字	原則として茶地に白文字	茶地に白文字	事務所で指導を 受けること
規模	高さ以下	2m以下 3 m 以 下	5 m以下	3.6 m以下	3m以下 5 m 以 下	1.5m以下 0.5m 以下	1.5m以下 0.4m 以下	0.2ml/J.T	3m以下 4 m 以 下
定義	自己営業表示板とは,自己の住宅・店舗・営業所または事業所に自己の所在,名称,屋号,商標,営業内容等を表示するものをいう				歓迎塔とは,公 園区域を訪れた 人々に対して歓 迎の意を表する ものをいう。	で交差点や取付道路の入口に設置するものをいう。			案内図とは,道 路,地名,名所, 旧跡,建物など をわかりやすく 地図上に明記し たものをいう。